

なかの



Vol. 238

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (11~1月行事予定表)

※下記の予定は、10月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
11月	2日(火)	16:00~17:30 中野法人会経営塾第二弾"年末調整"	中野サンプラザ13F スカイルーム	※会場変更
	5日(金)	11:00~12:30 広報委員会	法 人 会 館	
	9日(火)	11:00~12:00 納税表彰式	中野税務署内	
	11日(木)	8:32~OUT-IN 福利厚生事業第二弾(ゴルフコンペ)	平成倶楽部 鉢形城コース	
	//	13:30~15:30 新設法人説明会	法 人 会 館	
	11~17日	◆東法連・青連協"TaxWeek"	アーバンパークらぽーと豊洲	
	12日(金)	10:30~11:30 第3回中野税務懇談会"座談会"(予定)	署・別館会議室	
	16日(火)	14:00~18:30 ●全法連・第16回女性フォーラム(新潟県)	朱 鷲 メ ッ セ	
	18日(木)	16:00~17:00 中野法人会経営塾第三弾"法律セミナー"	法 人 会 館	
	25日(木)	16:00~16:55 理事会	中野サンプラザ13F スカイルーム	
	//	17:00~18:00 "税を考える週間"秋の特別講演会【法人会寄席】	中野サンプラザ13F アネモールーム	(三遊亭金馬師匠)
12月	26日(金)	15:00~18:30 ●全法連・第35回全国青年の集い(佐賀県)	佐賀市民文化会館	
	//	15:00~16:00 臨時:中野税務懇談会	署・別館会議室	
	3日(金)	10:30~11:30 税制税務委員会	法 人 会 館	
	//	11:40~12:00 中野都税事務所・感謝状贈呈式	中野都税事務所内	
	8日(水)	16:00~17:00 令和3年度・税に関する作品表彰式	中野区役所7階	
	10日(金)	17:00~18:00 青年部会・第565回研修会(内部講師)	法 人 会 館	
1月	15日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	署・会 議 室	
	16日(木)	10:30~&13:30~ (共催)初心者向けスマートフォンLINE講座	専門学校東京テクニカルカレッジ	
	13日(木)	16:00~17:00 署長・講演会	中野サンプラザ13F コスモールーム	
	//	17:10~18:00 新年賀詞交歓会	中野サンプラザ13F コスモールーム	
1月	19日(水)	13:30~15:30 決算法人説明会	法 人 会 館	
	20日(木)	13:30~15:30 新設法人説明会	法 人 会 館	

11月号の目次 『役員合同会議』『インボイス制度・電子帳簿保存法』他

2021 VOL.238

本部だより

(役員合同会議)(地区長合同会議)(表彰式)… 3~5

知っとくと得情報(税理士:山岡先生)…………… 6・7

知っとくと得情報(インボイス制度)…………… 8・9

知っとくと得情報(電子帳簿保存法)…………… 10・11

ANTENNA④(年調・ゴルフ法律セミナー・法人会寄席) 11

税務署だより(インボイス制度登録申請書) …… 12・13

都税だより(中小企業者向け省エネ促進税制) …… 14

第37回法人会全国大会(岩手大会)オンライン開催 15

部会だより(青年部会・女性部会)&特退共(PR) 16

●表紙(写真説明) ……第19回フォト・コンテスト入賞『紅葉まっさかり』(軽井沢・雲場池) ヤシマ教材(株) 片岡政夫氏

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

◆「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」◆

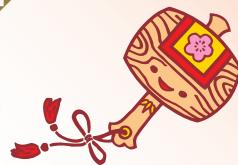
日 時: 令和4年1月13日(木) 3時半受付

第1部: 4時~ 「署長講演会」

第2部: 5時10分~ 「賀詞交歓会」

場 所: 中野サンプラザ 13階

※今回祝賀会は行いません



 中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を…)

実施日時: 11/1(月)、12/1(水)、1/6(木)、2/1(火)、3/1(火) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



本 部 だ よ り

役員合同会議（拡大理事会）を開催 ～中野税務署長に佐竹年信氏が着任～



横山会長

8月26日、中野サンプラザに於いて、『役員合同会議』が開催されました。中野税務署より、佐竹署長、小崎副署長、立花第1統括官、逢坂審理上席、内野審理調査官にご出席して頂きました。

まず、横山会長から挨拶があり、「中野税務署の定期異動の件」、続いて「令和6年完成予定の商工会館への移転の件」について主旨説明があり、審議を要するため議場に諮り全員挙手で承認されましたが、「次年度の通常総会」でも審議を進めていく事になりました。又、佐竹署長は、自己紹介をされ、日頃の法人会活動に対して労いの言葉を述べられました。次に、各委員会より7月迄の報告と今後の予定について、下記のように話されました。



福井総務組織(担当)

『総務委員会より』

7月迄、公益比率は順調に推移している事。貸借対照表及び正味財産増減計算書の内訳表についても説明がありました。又、次年度の「最初の理事会」を5月10日に、「第11回通常総会」を6月2日に開催したいとの提案があり、審議を要するため、議長は議場に諮り、全員挙手で承認されました。11月25日に、「理事会」を開催予定。コロナの感染状況を見ながらではあるが1月13日に、「新年賀詞交歓会」を開催予定であると話されました。

又、顧問税理士の齋藤先生より7月迄の監査報告がありました。



矢島総務委員長

『公益事業委員会』

親会・部会の7月迄の事業報告があり、次に、「公益目的事業の1＝税知識の普及目的事業」を始め、今後の行事予定について話されました。先ず、従来、支部単位で行ってきた「副署長講話&税務研修会」は、10/15&10/18に「オンラインセミナー」としてWEBと会場参加（15名迄）で開催予定。10/28「法人税・源泉所得税の実務講座」11/25「税を考える週間」法人会寄席、1/13「署長講演会」、又、【中野法人会経営塾】11/2（年末調整）、11/18（法律セミナー）、2/3（確定申告）、2/14（事業承継セミナー）を開催予定。

「区内12の小学校で租税教室を開催した件」、「税に関する絵はがきコンクール＝9/末迄募集中」である事。全法連主催の「全国大会（岩手県）」「女性フォーラム（新潟県）」「青年の集い（佐賀県）」。「地域社会貢献活動」は、（にぎわいフェスタ＝検討中）を除いて、他は全部中止である事。中野区との共催で12/16「初心者向けスマートフォン・LINE講座」を開催予定。

今後開催予定の「講習会やセミナー」は、WEBを活用する等、工夫して開催するので是非、多くの皆様に参加してほしいと話された。



宮治厚生共益事業委員長

『厚生共益事業委員会より』

先ず、全法連・東法連の助成金について話され、次に、東法連及び中野法人会の福利厚生制度について話されました。11/11「チャリティゴルフコンペ」、2/9「親睦ボウリング大会」、11月19日に「日帰り見学会（キリンレモンスポーツセンター）」を行う予定。

受託三社の今年度の目標について話され、大変な状況下であるが役員一丸となって目標を達成したいと力説されました。



大月税制税務委員長

『税制税務委員会より』

「令和4年度の税制改正要望」について話されました。次に、今年度の「税制改正要望大会」は、10月7日「第37回法人会全国大会（岩手）」の中で開催する。「自主点検チェックシート」の活用）&「マイナンバーカードの推進」について話され、「中野法人会経営塾」に関しては共催である事。

今年度から、源泉研究部会より引継いだ「第10回税の川柳コンクール」の募集中なので是非、役員の皆様から応募をと話されました。



木村広報委員長

『広報委員会より』

発行済みの「広報誌“なかの”」についての報告と今後の発行予定について話されました。

「法人会アンケート調査システム」については、昨年度も報奨金を頂いているので、今年度も「アンケート調査の回答」をお願いしたい。又、再度「新規登録者数に関する報奨金」が復活したので、新規登録にも力を入れていきたい。

「第20回フォト・コンテスト」の件。コロナ禍で外出も難しいと思うので、今まで撮った写真でも良いので応募をと話されました。

出席して頂いた
中野税務署の
幹部の皆様



佐竹署長様



小崎副署長様



立花第1統括官様



逢坂審理上席様



内野審理調査官様

本部だより

『地区長合同会』を開催

8月26日に開催された『役員合同会議』の後、『地区長合同会議』が開催されました。川村組織委員長は、地区長を中心に役員、受託三社一体となって、各支部20社を目標にと力説されました。



川村組織委員長



～～ 目標達成に向けてがんばりましょう!! ～～

2021・2022 年度 地区長

(敬称略)

支部長の皆様

(敬称略)

支部	地 区	組織委員・地区長	支部	地 区	組織委員・地区長
1	組織委員	重本弘充・渡邊和恵	4	上高田1丁目	西武信金
	上鷺宮1丁目	西武信金・西京信金		上高田2丁目	西武信金
	上鷺宮2丁目	西武信金・西京信金		上高田3丁目	西武信金
	上鷺宮3丁目	西武信金・西京信金		上高田4丁目	西武信金
	上鷺宮4丁目	西武信金・西京信金		上高田5丁目	西武信金
	上鷺宮5丁目	西武信金・西京信金	5	組織委員	吉川健一・井上信昭・平田亮一
	鷺宮1丁目	西武信金・西京信金		新井1丁目	吉川・西武信金・東武信金
	鷺宮2丁目	西武信金・西京信金		新井2丁目	吉川・西武信金・東武信金
	鷺宮3丁目	西武信金・西京信金		中野4丁目	吉川・西武信金・東武信金
	鷺宮4丁目	西武信金・西京信金		中野5丁目	吉川・西武信金・東武信金
	鷺宮5丁目	西武信金・西京信金		中野6丁目	吉川・西武信金・東武信金
	鷺宮6丁目	西武信金・西京信金	6	組織委員	秋山欣次郎・石山博樹・村口雅紀
	白鷺1丁目	西武信金・西京信金		東中野1丁目	西武信金・秋山欣次郎
	白鷺2丁目	西武信金・西京信金		東中野2丁目	西武信金・西京信金
	白鷺3丁目	西武信金・西京信金		東中野3丁目	西武信金・西京信金・小峰一泰
	若宮1丁目	西武信金・西京信金		東中野4丁目	西武信金・梅原裕之
2	若宮2丁目	西武信金・西京信金		東中野5丁目	西武信金・中原孝
	若宮3丁目	西武信金・西京信金	7	組織委員	惣田雄二
	組織委員	横川忠重・青田宜久・真山直樹		中野1丁目	西武信金
	江古田1丁目	横川・西武信金・西京信金		中野2丁目	西武信金
	江古田2丁目	横川・西武信金・西京信金	8	中野3丁目	西武信金
	江古田3丁目	横川・西武信金・西京信金		総務組織委員	武田 徹・田中健一・和田謙太郎
	江古田4丁目	横川・西武信金・西京信金		中央3丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部
	江原町1丁目	横川・西武信金・西京信金		中央4丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部
	江原町2丁目	横川・西武信金・西京信金		中央5丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部
	江原町3丁目	横川・西武信金・西京信金		本町4丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部
	丸山1丁目	横川・西武信金・西京信金	9	本町5丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部
	丸山2丁目	横川・西武信金・西京信金		本町6丁目	西武・西京・みずほ銀行法人営業部
	沼袋1丁目	横川・西武信金・西京信金	10	組織委員	金子裕次・青木伸之・一ツ柳元行
	沼袋2丁目	横川・西武信金・西京信金		中央1丁目	金子裕次・青木伸之・東京シティ信金
	沼袋3丁目	横川・西武信金・西京信金		中央2丁目	金子裕次・青木伸之・東京シティ信金
	沼袋4丁目	横川・西武信金・西京信金		本町1丁目	金子裕次・青木伸之・東京シティ信金
3	組織委員	倉光康幸		本町2丁目	金子裕次・青木伸之・東京シティ信金
	大和町1丁目	西京信金		本町3丁目	金子裕次・青木伸之・東京シティ信金
	大和町2丁目	西京信金	10	組織委員	向 裕司
	大和町3丁目	西京信金		弥生町1丁目	西京信金
	大和町4丁目	西京信金		弥生町2丁目	西京信金
	野方1丁目	西京信金		弥生町3丁目	西京信金
	野方2丁目	西京信金		弥生町4丁目	西京信金
	野方3丁目	西京信金		弥生町5丁目	西京信金
	野方4丁目	西京信金		弥生町6丁目	西京信金
	野方5丁目	西京信金		南台1丁目	西京信金
	野方6丁目	西京信金		南台2丁目	西京信金
4	組織委員	小林祐史		南台3丁目	西京信金
	新井3丁目	西武信金		南台4丁目	西京信金
	新井4丁目	西武信金		南台5丁目	西京信金
	新井5丁目	西武信金			
	松が丘1丁目	西武信金			
	松が丘2丁目	西武信金			



第1支部長
新井建喜



第2支部長
滝口 智



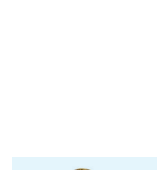
第3支部長
石崎 勝一



第4支部長
谷津和広



第5支部長
斉藤謙治



第6支部長
三橋 満



第7支部長
竹下 芳



第8支部長
酒井一男



第9支部長
鈴木浩司



第10支部長
小倉健治

8月26日の『地区長合同会議』を受けて、支部長を中心に、支部役員及び受託会社の推進員の皆様が、会員増強運動をスタート！中野法人会は、3月末までが推進月間です。(注)今年度も『未加入法人名簿』は郵送させていただきます。

本部だより

8月26日『役員合同会議』の後、『経営者大型総合保障制度・上期達成表彰式』が行われました。



(挨拶) 受託三社の皆様



第1支部・第7支部が達成



宮治厚生共益事業委員長

法人会の 福利厚生制度

おかげさまで50年
法人会 福利厚生制度
50th ANNIVERSARY

法人会 福利厚生制度は
2021年に
制度創設50周年を迎えます。

けんた

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度

＜会社をお守りするトータル保障プラン＞

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、働けなくなった場合の
リスクに備えるための制度をご用意しています。
団体料率の適用により割安な保険料を実現!

死亡へのそなえ 総合型 Rタイプ	重度の身体障がい 状態へのそなえ 総合型 Tタイプ	重大疾病への そなえ Jタイプ	ケガ・病気による 入院へのそなえ Mタイプ
------------------------	------------------------------------	-----------------------	-----------------------------

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎0120-321-564

経営を取り巻く様々な リスクから企業を守る!

Business Guard

《取扱会社》AIG損害保険株式会社 ☎0120-321-564

政府労災の上乗せ補償 ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)	企業向け第三者賠償責任保険 スターズ STARS (事業総合賠償責任保険)
火災と地震災害に備える プロバティガード + 企業地震保険 (企業財産保険・財物損害補償特約等)	個人情報の漏えい事故対策 情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の皆さまもご加入いただけます!

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料*でご契約いただけます

※がん保険・医療保険・就労所得保障保険・定期保険が対象です。

法人会がん保険制度 法人会医療保険制度	個人のための保障制度 ・就労所得保障保険・定期保険 ・終身保険・介護保険もあります。
------------------------	--

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505
9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

アフラック 法人会 検索

ネット医療相談サービスをご利用いただけます
プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
病気や身体の気になることを、インターネットで
月1件無料相談できます。
本サービスはアフラックの提携先(株)メディカルノートが
提供します。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp

ご利用はこころから

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =



税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、あまり聞きなれない「情報銀行」を取り上げ、その仕組みを説明いたします。「ふるさと納税の市町村を検索した」、「ネットで洋服を購入した」、「毎日音楽を聞いている」、このような情報を匿名で企業に提供することで、お金やポイント、割引券等がもらえるとしたら？情報漏洩の心配はありますが、提供する情報やどこの企業に預けるかを自分で選べるとしたら、預けてみようと思う人もいるのではないのでしょうか。この「情報銀行」について、今回と次号とに分けて説明いたします。

情報銀行とは？

「情報銀行」とは、行動履歴や購買履歴といったものを含む個人情報（以下「パーソナルデータ」といいます。）にひも付いたIT情報を個人から預託され、他の事業者とのマッチングや匿名化したうえでの情報提供、一元管理する制度、あるいは事業者を指します。データを提供したり活用したことにに関して得られる便益は、データを受領した他の事業者から直接的または間接的に個人情報を提供した本人に還元されます。

情報銀行が登場した背景

「情報銀行」は、システムを活用して個人のデータを管理し、ほかの事業者に提供する事業を行っており、EUがGDPR（一般データ保護規則）を2016年に制定し2018年から施行するなど、「企業中心」から「個人中心」のデータ活用を目指す世界的な潮流を背景に登場しました。GDPRは、EU域内での統一的なルールで、パーソナルデータに関する個人の基本的権利を保護するための法律ですが、消費者にとっても最も重要と思われる条項は「データポータビリティ権」で21世紀の人権宣言といわれる画期的なものです。

個人のデータはその人自身のものという考えに基づき、個人が承認すれば、企業はサービスを通じて収集・蓄積したデータを利用することが可能となり、結果として自分の個人データを

コントロールできるようになりました。

それによって、あるサービスで蓄積された個人データをほかのサービスで元から利用することや個人データを異なるサービス間で相互運用することも可能になります。このように個人データを自分自身でコントロールできるようになるので、新たな事業機会が生まれると期待されました。しかし、その一方で膨大な個人情報を自分自身で管理しなければならず、それは簡単ではありません。これからのデータ量の増大により、ますます困難になると思われます。そこで必要とされるのが、個人データを一括受託して各事業者への情報提供を本人に代わって管理する仲介事業者が「情報銀行」となります。

注目されるパーソナルデータ

パーソナルデータは、個人の基本情報（氏名や住所など）や行動履歴（交通系ICカードの乗車データやスマートフォンの位置情報など）、購買履歴などを指します。例えば、Googleなどで何かを検索すると、翌日には、その検索に関連した広告が表示されたり、メールが届いたりして驚くことがあります。これがパーソナルデータです。このように注目を集めるパーソナルデータですが、現状はGAFA（Google、Amazon、Facebook、Apple）などのデジタル企業が独占し、利活用して莫大な利益を上げているといわれています。これらの企業は、例えば無料で自社サービスを提供する代わりに利用者のパーソナルデータを収集し、自社サービスの精度向上や新サービスの開発に、そして広告精度の向上に利用しています。このパーソナルデータの独占利用や囲い込みはさまざまな歪みを生み出しており、世界各国で独占禁止法の規制対象としても議論されています。

日本での情報銀行に関する法整備

このようなデータ活用事業に関し日本では、平成28年（2016年）に「官民データ活用推進基本法」が制定され、個人情報の活用に関する法

整備や環境整備が行われるとともに、データ活用をより促進させていくという政府の方針が明確になりました。

これを受けて平成29年(2017年)には、改正個人情報保護法が施行され、適切なルールの下で個人情報の有用性を確保し、事業者がより積極的に個人情報を利活用できる下地が作られました。

情報銀行に提供する主なデータ

総務省によれば、以下のようなデータが収集の対象になるとのことです。

- 1 観光(どこに行ったか、どこに行きたいか、どのような旅行プランを立てているかなど)
- 2 金融に関するデータ(口座の残高、出金、入金に関する情報)
- 3 医療・介護(健康診断結果、病院での診療情報、薬局での販売記録など)
- 4 ヘルスケア(身長や体重、持病、一日の歩数の合計など)
- 5 人材(どこの業界を志望しているかなど)
- 6 電力使用量などの家庭でのデータ
- 7 歩行距離

色々あって不安になる方もいるかもしれませんが、「情報銀行」に預けるデータは匿名のもので、何の情報を預けるかは自分で選択することができます。

「情報銀行」認定事業者

個人にとって重要なパーソナルデータが「情報銀行」という特定の場所に集まると、今度はそこから情報が漏れないかという心配が出てきます。「情報銀行」が情報を提供する企業から情報流出する懸念もあります。これらの懸念を解消するため、一般社団法人日本IT団体連盟が情報銀行認定事業を実施しています。IT連盟による「情報銀行」の認定には、『通常認定』と『P認定』の2つがあります。『通常認定』は、情報銀行サービス実施中の事業を対象に、計画、運営・実行体制が認定基準に適合し、かつ見直しを継続して行うことで、安心・安全なサービスを提供しているサービスであることを認定するものです。『P認定』は、今後、情報銀行サービスを実施予定の事業者で、計画、運営・実行体制が認定基準に適合しているサービスであることを認定します。

***次号でも「情報銀行」の詳細を説明します。**

千歳飴



11月15日は七五三です。七五三は、子供時代の大切な節目となる3歳(男女)、5歳(男の子)、7歳(女の子)の成長に感謝し、神社に参拝して人生の節目を感謝する行事です。

江戸時代、五代将軍・徳川綱吉が虚弱体質であった長男・徳松(5歳で夭折)の無事な成長を祈るために、袴着の儀式を執り行ったのが11月15日で、これが一般に定着したといわれています。

七五三といえば千歳飴ですが、千歳飴は、長く引っ張って伸ばして作ることから「長寿」に通じる縁起のよい紅白の飴です。袋にも縁起のよい鶴亀や松竹梅が描かれており、名前も「千歳」(千年)というめでたい名前で、晴れ姿に千歳飴の袋を持つことが定着しました。

11月の税務と労務

- ・国税/10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・国税/所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- ・国税/所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・国税/9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・国税/12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- ・地方税/個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・国税/給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税/11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・国税/10月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月4日
- ・国税/4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・国税/1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月4日
- ・地方税/固定資産税・都市計画税(第3期)の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

知つとくと **得** 情報 =インボイスって何=(インボイス=適格請求書等保存方式)

令和5年10月からスタートするインボイス制度。
まずは“インボイス”がどのようなものか、見てみましょう！

『インボイス』ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率及び税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものを言います。

『インボイス制度』ってナニ？

- 売手である登録時業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録時業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイスを見てみよう

(p9の説明を参照のこと)

請求書		〇〇総合食品(株)
ビストロ△△御中		登録番号 T123456...
11月分	129,800円	××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	割り箸	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 9,800円
8%対象	110,000円	消費税 8,800円
10%対象	10,000円	消費税 1,000円
		* 軽減税率対象品目

(注) 国税庁の公表資料をもとに作成。

インボイスに記載が必要なこと

(p8の説明)

①インボイスの発行事業者の名前

基本となる「インボイスの発行事業者の名前」を書きます。正式な会社名や個人事業者の本名のほか、屋号や省略した名称でも構いません。

②登録番号

「登録番号」はインボイス制度で新たに設けられたもので、税務署長から通知されます。

③取引の年月日

品物を納品した日やサービスを提供した日を書きます。

④取引の内容

商品名やサービスの内容を書きます。「品代」のような書き方は、「消費税がかかる取引かどうか」や「適用税率」がわからないので、望ましくありません。



⑤飲食料品や定期購読の新聞など軽減税率8%の売上である場合はその旨

「軽減税率8%の売上」であることがわかるように書きます。見本のように、軽減税率8%の対象となる商品に「*」などの記号をつけて、欄外に「*軽減税率対象品目」と注書きする方法も認められます。

⑥税率ごとに区分して合計した税抜金額または税込金額と適用税率

「軽減税率が適用される取引」「標準税率が適用される取引」に分けて合計額を計算します(見本では税抜金額を記載)。

⑦税率ごとに区分した消費税額

⑥で書いた「税率ごとに区分して合計した税抜金額または税込金額」をもとにして計算します。

⑧取引の相手方の名前

「取引の相手方の名前」とは、いわゆる宛名です。相手を特定できれば、正式な氏名や会社名ではなく、略称や屋号でも構いません。

登録申請書の
郵送による
提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

名称	所在地	管轄地域
東京国税局 インボイス登録センター	〒262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地3	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載(随時掲載) ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)	

知つとくと **得** 情報 =電子帳簿保存法=

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

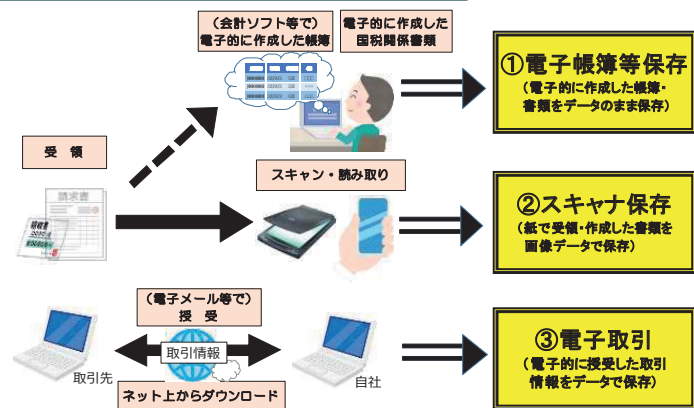
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ※ 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	—
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	—
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		—	—※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

ANTENNA by NakanoHoujinkai ④5

中野法人会 経営塾第二弾 年末調整説明会

- 日時 11月2日(火) 16:00~17:30
- 場所 中野サンプラザ 13階スカイルーム

第7回チャリティコンペ

- 日時 11月11日(木) 8:32
- OUT・INスタート
- 場所 平成倶楽部鉢形城コース

中野法人会 経営塾第三弾 知って得する法律セミナー

- 日時 11月18日(木) 16:00~17:00
- 参加形態 法人会館2階+WEB参加

“税を考える週間”特別企画「法人会寄席」

- 日時 11月25日(木) 17:00~18:00
- 会場 中野サンプラザ11階 アネモルム
- 講師 三遊亭金馬師匠（落語家）
- 会費 無料（但し非会員は1000円）
- 定員 先着70名



税 務 署 だ よ り

<インボイス制度> 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！



制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(※) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、
令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。



e-Taxによる登録申請手続

<事前準備>



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。）。

マイナンバーカード
の取得申請



<登録申請手続>

電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。

登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。

税 務 署 だ よ り

e-Taxソフト(WEB版)及びe-Taxソフト(SP版)の操作方法の詳細

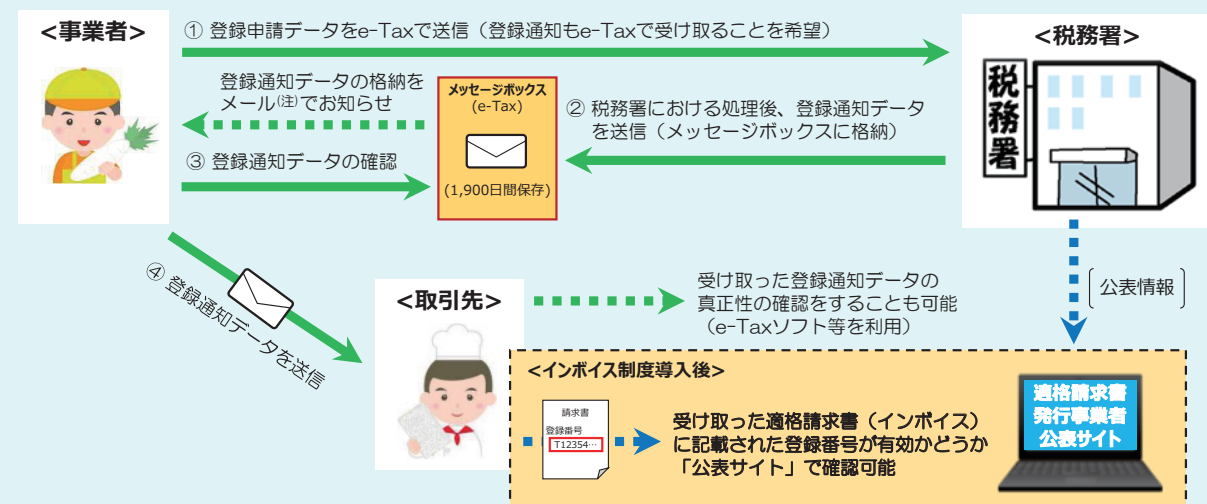
操作方法の詳細は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」に掲載している以下のマニュアルをご覧ください。

- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(WEB版\)ver.\)](#)
- ・ [適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル \(e-Taxソフト\(SP版\)ver.\)](#)

インボイス制度
特設サイト



登録申請手続は全てe-Taxで完結できます！！



（注） 事前にメールアドレスの登録を行った方にお知らせします。

お問い合わせについて

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

○ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

電話番号 0570-01-5901

（ナビダイヤル（有料））

【受付時間】 9:00～17:00

（土日祝及び年末年始を除く。）

※ 1 ご利用の電話機によっては、上記ナビダイヤルにつながらない場合がありますので、その場合は、03-5638-5171をご利用ください。

※ 2 最新の情報は、e-Taxホームページの「[ヘルプデスクへのお問い合わせ](#)」をご確認ください。



<マイナポータルAPに関するお問い合わせ>

○ マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178

（無料）

【受付時間】 （平 日） 9:30～20:00

（土日祝） 9:30～17:30

（年末年始を除く。）

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

○ 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

電話番号 0120-205-553

（無料）

【受付時間】 9:00～17:00

（土日祝及び年末年始を除く。）

都 税 だ よ り

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3 年連続消費エネルギー量 1,500kI 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) * 空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) * 照明設備 (LED 照明器具、LED 誘導灯器具) * 小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) * 再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減 免 額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の 2 分の 1 を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の 2 分の 1 が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 令和 8 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 令和 7 年 12 月 31 日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内や Q & A も掲載しています。

【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後 1 ～ 2 週間以内に納税証明書を申請する場合は、①領収書の原本 (領収印のあるもの) ②申告書の控え (受付印のあるもの) (※②は申告税目のみ) の両方を、お近くの都税事務所等の窓口までお持ちください。

■問い合わせ

各都税事務所 (徴収管理班・納税証明担当)・都税支所・支庁

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、来所不要な手続きをご利用ください

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

第37回法人会全国大会(岩手大会)【10月7日(木)オンライン開催】

ごあいさつ

公益財団法人 全国法人会総連合会長 小林 栄三



本年度の全国大会は、新型コロナウイルスの全国的な感染状況を鑑み、急遽、オンラインでの開催に変更致しました。昨年度は感染拡大を受けて開催ができず、今回は直前の開催方法の変更により、全国各地から役員・会員をお迎えすべく準備を進めていただいた岩手県法人会連合会の皆様には、大変なご心労があったことと思います。そのような中で、無事開催に至りましたご尽力に対し、心よりの感謝を申し上げる次第です。

この全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催してまいりました。今回はオンライン開催のため、一堂に会することは叶いませんが、ライブ配信という初めての試みを今後の事業活動にも活かしてまいりたいと考えております。

ご承知の通り、私たち法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教育など、「税」を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しています。

さて、わが国経済は新型コロナ感染症により、未曾有の危機的事態に陥りました。しかし、ワクチンの接種も相当進んできており、流行の収束も見込まれつつあります。今後の企業収益も、「ポストコロナ」を見据えた具体的な戦略が求められます。また、国家的課題である財政健全化は困難を極めています。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し始めていますが、わが国ではその道筋は示されておられません。さらに、先進国でも最速のスピードで進む少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な構造問題も抱えていることから、将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を策定することが急務です。

法人会では、こうした点を踏まえ、このたび「税制改正に関する提言」を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く期待しています。

どうか、今後とも皆様方の力強いご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度 税制改正 スローガン

- ・ ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- ・ 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ・ コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- ・ 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

わが国経済は新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機的事態に陥った。来年度には流行の収束も見込まれ、企業収益をはじめとして経済社会も回復傾向にあることから、「ポストコロナ」を見据えた具体的な戦略が求められている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し始めている。わが国は先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方策を早急に策定することが重要である。

中小企業は、長期にわたるコロナ禍の影響を受け、限界に達している。実効性のある対策により、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。さらに、地域経済と雇用の担い手である中小企業が存在感を示すことのできるような税制の確立も不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創業以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約80万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、わが国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

公益財団法人
全国法人会総連合
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6 全法連会館 <http://www.zenkokuhojinai.or.jp>

部 会 だ よ り

◆青年部会◆

『第561回研修会』 ～署の幹部の方を囲んで、自己紹介&一言～

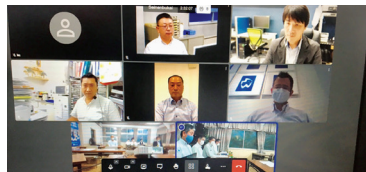
9月3日、法人会館に於いて、署の幹部の皆様に出席して頂き、有意義な意見交換会が行なわれました。



会場参加の皆様



中野税務署の幹部の皆様



WEB参加の皆様



渡邊部会長

◆女性部会◆

『役員懇談会&役員会』を開催



～ 9月13日 (於: 署別館2階) 大変有意義な意見交換会でした ～



～ 署の幹部の皆様と… ～



大島部会長

大切な従業員のために！ 退職金準備は特退共で！



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約4,700社の事業所の皆さまにご加入いただき、約440億円の積立金をお預かりしています。

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

